（特例地域型保育給付費に関する経過措置）

第十二条　法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百二十五を乗じて得た額とする。

2　法附則第九条第一項第三号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第八条の規定による額に千分の七百二十五を乗じて得た額とする。

（月の途中における入退所に関する公定価格）

第十三条　子ども・子育て支援法施行令第二十四条第二項に規定する事由のあった支給認定子どもに係る支給認定保護者についての公定価格は、第二条から前条までの規定による額に、当該月における利用日数を二十（法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。）については、二十五）で除して得た数を乗じて得た額とする。

（端数計算）

第十四条　第一条第十三号、第十五号、第二十一号（第二十二号、第二十六号、第二十七号及び第三十号（認定こども園において、主幹教諭等の専任を実施していない場合、配置基準上求められる職員資格を有しない場合及び施設長に係る経過措置が適用される場合に加減調整されるものに限る。）に係るものを除く。）、第二十二号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十三号から第四十三号まで、第四十五号から第四十七号まで、第五十一号、第五十三号から第五十六号まで及び第五十九号から第六十五号までの各号により算出される額については、当該額が十円以上の場合においては、十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、当該額が十円未満の場合においては、一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。この場合において、各号において算出される額の端数計算は、それぞれの額ごとに行うものとする。

（公定価格の特例）

第十五条　内閣総理大臣は、緊急その他やむを得ない事由がある場合は、第一条から前条までの規定にかかわらず、子ども・子育て会議（法第七十二条に規定する子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴いた上で、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等を別に定めることができる。

（地方公共団体が設置する幼稚園、保育所及び認定こども園に係る費用の額の算定に関する基準）

第十六条　地方公共団体が設置する幼稚園、保育所及び認定こども園に係る法第二十七条第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準、地方公共団体が設置する保育所に係る法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準及び地方公共団体が設置する幼稚園に係る法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第二条から第四条までの規定にかかわらず、当該規定による公定価格の額、地域の実情等を踏まえて当該地方公共団体が定める額とする。

（支給認定保護者の負担上限額の算定に関する基準）

第十七条　子ども・子育て支援法施行令第四条、第五条、第六条、第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条並びに第十三条に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算、外部監査費加算、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算（居宅訪問型保育事業を除く。）、減価償却費加算、賃借料加算及び障害児保育加算を減じた額とする。

附　則

（施行期日）

第一条　法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（保育所の基礎分に係る経過措置）

第二条　保育所の処遇改善等加算に係る基礎分については、第一条第十七号の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる当該施設等における平成二十六年度の職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じた同表中欄に掲げる当該年度の職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を用いることができる。

当該施設における平成二十六年度の職員一人当たりの平均勤続年数	当該年度の職員一人当たりの平均勤続年数	割合
一年未満	一年未満	四％
	一年以上二年未満	四％
一年以上二年未満	一年未満	三％
	一年以上二年未満	四％
四年以上五年未満	一年未満	四％
	一年以上二年未満	四％
五年以上六年未満	一年未満	八％
	四年以上五年未満	八％
七年以上八年未満	一年未満	三％
	一年以上二年未満	四％
	四年以上五年未満	七％
	五年以上六年未満	八％
	七年以上八年未満	十％

（保育所の賃金改善要件分に係る経過措置）

第三条　保育所の処遇改善等加算に係る賃金改善要件分については、第一条第十八号の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる当該施設等における平成二十六年度の職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じた同表中欄に掲げる当該年度の職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を用いることができる。

当該施設における平成二十六年度の職員一人当たりの平均勤続年数	当該年度の職員一人当たりの平均勤続年数	割合
一年未満	一年未満	一％
	一年以上二年未満	二％
一年以上二年未満	一年未満	二％
四年以上五年未満	一年未満	一％
	一年以上二年未満	二％
	四年以上五年未満	一％
	五年以上六年未満	二％
五年以上六年未満	一年未満	二％
	四年以上六年未満	二％